

緑の火山島  
『南海ひょうたん島留学』

口永良部教育振興推進協議会

1 目 的

この制度は、屋久島町立金岳小・中学校に入学または転学を希望する児童・生徒に対し、校区内の受け入れ保護者（以下「里親」という）の協力を得て、受け入れを実施し豊かな自然の中で相互の教育効果の向上を図ると共に、教育の振興充実を期することを目的とする。

2 募集基準

この制度により受け入れる児童・生徒は、次の通りとし口永良部教育振興推進協議会が面談の上決定する。

- (1) 在籍校の学校長や担任等との相談を確実にし、地域の環境を理解し就学を希望する児童・生徒
- (2) 豊かな思い出と創造により第二のふるさとを求める児童・生徒
- (3) 小学校1年生～6年生までの児童及び中学校1年生～3年生までの生徒（ただし、小学校低学年および中学校3年生は発達段階や進学等の関係で受け入れができない場合もある）
- (4) 口永良部島の火山噴火を認識し、自然の雄大さや命の尊さへの理解を深め、火山と共に共存していける児童・生徒

3 留学期間

留学期間は、原則として平成30年4月から1年間とするが、継続については3年まで認める。

4 募集期間

原則として平成29年8月1日から11月末日までとする。

5 契約事項

この制度に適合し、受け入れを決定された実親及び児童・生徒は、次の各項を実行するものとする。

- (1) 校区内に住民登録をする。
- (2) 健康保険証を持参する。
- (3) 口永良部教育振興推進協議会立ち会いの上で、里親との契約を締結する。
- (4) 寝具は持参する。
- (5) 期間中なるべく電話しない。（携帯電話を持たない。）

6 経 費

物価その他を考慮して、口永良部教育振興推進協議会が額を決定する。

- (1) 委託料（食費等）【小学生；月額7万円，中学生；月額8万円】  
《内訳》小学生…（実親月額4万円，町助成金月額3万円）  
中学生…（実親月額5万円，町助成金月額3万円）

※ それぞれ毎前月25日まで口永良部教育振興推進協議会に納入すること。

(2) 給食費月額は、毎前月25日までに、実親が口永良部教育振興推進協議会に納入すること。

(3) PTA会費500円は、里親負担とする。

振込先	種子屋久農業協同組合上屋久支所
口座番号	普通【0000639】
名 前	口永良部教育振興推進協議会長 行

(4) 学校教材費、医療費、学用品費、衣料費、遊具類費、通信費、宿泊学習・修学旅行費、特別活動費等及び小遣い等子どもにかかる経費は実親の負担とする。

7 里親とその義務

この制度を理解し、積極的に支援する意志のある家庭の中から、口永良部教育振興推進協議会が里親として委嘱する。

里親は実親とよく連携をとり、児童・生徒を家庭的に養育し、健やかな成長に向かって努力するものとする。

8 事故発生時の処置

- (1) 病気又は何らかの事故が発生したときは、その実情に応じ里親が適切な処置をとる。
- (2) 遅滞なく実親に連絡し指示を受けるとともに、口永良部教育振興推進協議会に連絡する。
- (3) 必要に応じ、口永良部教育振興推進協議会が立ち会いまたは協議して善処する。

9 帰 省

長期間の休みについては帰省するものとし、実家までの往復は実親の責任において行うものとする。但し、児童・生徒・実親・里親の話し合いによって滞在することもできる。

10 解 約

次の事項に該当する場合は、口永良部教育振興推進協議会立ち会いの上で協議して解約することができる。

- (1) 児童・生徒の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき。
- (3) 家庭の事情等により解約希望が生じたとき。
- (4) 児童・生徒が不登校となり、1ヶ月を越える日数を休学したとき。

11 その他

この要項に定めるものの外は、実親・里親・口永良部教育振興推進協議会が協議して善処解決を図るものとする。

12 問い合わせ先

屋久島町立金岳小・中学校（TEL：0997-49-2141・2186）  
屋久島町役場口永良部島出張所（TEL：0997-49-2100）

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。  
孫戻し、親子留学（家族移住）も上記要綱を同様に適用する。